議案第８９号

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第３の１　体育館の表中備考以外の部分を次のように改める。

１　体育館

区分			基本使用料（１時間につき）					
			国分体育館	横川体育館	牧園アリーナ	隼人体育館	溝辺体育館	福山体育館
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,560円	1,560円	1,560円	1,170円	1,170円	780円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	3,120円	3,120円	3,120円	2,340円	2,340円	1,560円
		上記以外の場合	6,240円	6,240円	6,240円	4,680円	4,680円	3,120円

	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	4,680円	4,680円	4,680円	3,510円	3,510円	2,340円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	9,360円	9,360円	9,360円	7,020円	7,020円	4,680円
		上記以外の場合	18,720円	18,720円	18,720円	14,040円	14,040円	9,360円
一部使用	卓球（１台につき）		140円	140円	140円	140円	140円	140円
	バドミントン（１面につき）		200円	200円	200円	200円	200円	200円
	バレーボール（１面につき）		390円	390円	390円	390円	390円	390円
	バスケットボール（１面につき）		600円	600円	600円	600円	—	—
附属施設等	会議室		140円	270円	370円	370円	270円	—
	観覧室		—	—	—	210円	—	—
	２階多目的場		270円	270円	—	270円	270円	—
	ステージ		380円	380円	380円	380円	380円	—
	トレーニング室		150円	—	150円	—	—	—

別表第３の１　体育館の表備考第13号中「１組」を「１段」に、「220円」を「110円」に、「440円」を「220円」に改め、第17号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改める。

別表第３の２　運動場の表中

「

420 円
840 円
1,260 円
2,520 円

「

630 円
1,260 円
1,890 円
3,780 円

220 円	220 円
420 円	630 円
420 円	630 円
210 円	320 円

」を　　」に改める。

別表第３の３　庭球場の表中

「

810 円	540 円	1,620 円
1,620 円	1,080 円	3,240 円
2,430 円	1,620 円	4,860 円
4,860 円	3,240 円	9,720 円
		270 円

」を

「

1,200 円	800 円	2,400 円
2,400 円	1,600 円	4,800 円
3,600 円	2,400 円	7,200 円
7,200 円	4,800 円	14,400 円
400 円	400 円	400 円

」に改める。

別表第３の４　武道館、武道場の表中

「　　「

560 円	280 円
1,120 円	560 円
2,240 円	1,120 円
1,680 円	840 円
3,360 円	1,680 円
6,720 円	3,360 円
190 円	140 円
140 円	―
120 円	―
80 円	―

780 円	420 円
1,560 円	840 円
3,120 円	1,680 円
2,340 円	1,260 円
4,680 円	2,520 円
9,360 円	5,040 円
260 円	210 円
140 円	―
160 円	―
110 円	―

」を　　」に改める。

別表第３の５　弓道場の表中

「

400円	100円	180円
800円	200円	360円
1,600円	400円	720円
1,200円	300円	540円
2,400円	600円	1,080円
4,800円	1,200円	2,160円
		60円
600円	―	600円
1,200円	―	1,200円

」を

「

400円	150円	270円
800円	300円	540円
1,600円	600円	1,080円
1,200円	450円	810円
2,400円	900円	1,620円
4,800円	1,800円	3,240円
60円	60円	60円
600円	―	600円
1,200円	―	1,200円

」に改める。

別表第３の６　その他の施設の表中

「

2,670円
100円
840円
1,680円
100円

」を

「

4,010円
150円
840円
1,680円
140円

」に改め、同表備考中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

４　それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。